

令和3年決算特別委員会（第1分科会） 開催状況（環境生活部）

開催年月日 令和3年11月10日（水）  
 質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員  
 答弁者 暮らし安全局長 田辺 きよみ  
 道民生活課長 西田 陽一郎

質問要旨	答弁要旨
<p><b>六 市民活動支援の在り方について</b>  <b>（一）令和2年度のNPO推進施策の状況について</b>                      NPO法人の認証数の推移や、認証事務の権限移譲の状況などについて伺います。</p> <p><b>（二）道立市民活動促進センターの果たしている役割などについて</b>                      道の今のNPOの推進施策の概ね大きなお金がかかっているところが、道立市民活動促進センターになるわけですが、この道立市民活動促進センターの今日的な役割等について伺っていききたいと思います。                      私としては、札幌市に既に類似施設があり民間の中間支援組織も存在をしていることから、この道立の、NPOのための中間支援組織を「施設」いわゆる「ハコモノ」として設置することは、一定の役割を終えたのではないかと考えますが、どのような機能、役割を果たしてきたのか伺います。</p>	<p><b>（道民生活課長）</b>                      NPO法人の認証事務等についてであります。道では、「特定非営利活動促進法」等に基づき、政令指定都市の札幌市を除く、道内のNPO法人の設立認証や法人の運営に関する指導・助言などの事務を行っており、道及び道の権限を移譲している市町村で新たに設立認証をした法人の数は、過去5年間でみますと、平成28年度に51法人、平成29年度に53法人、平成30年度に42法人、令和元年度に34法人、令和2年度に44法人となっているところであります。                      また、各年度末の認証法人の総数は、平成28年度は1,188法人、平成29年度は1,209法人、平成30年度は1,214法人、令和元年度は1,203法人、令和2年度は1,233法人となっており、いずれも概ね同程度の数で推移しております。                      「特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務」に係る権限移譲につきましては、平成20年度に新ひだか町へ権限を移譲して以来、その数は徐々に増加しており、令和3年4月1日現在、46市町村となっております。</p> <p><b>（暮らし安全局長）</b>                      市民活動促進センターについてであります。当センターは、市民活動を総合的に推進するための拠点として平成13年度に設置をし、市民活動団体に関する情報の収集・提供や団体の運営等についての相談・助言、活動を担う人材の育成などの取組を実施しているところでございます。                      施設の利用状況につきましては、令和2年度を見ますと市民活動に関する情報提供や団体の研修などに活用されております交流・情報コーナーの利用者は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ少なくなっておりますが、道内各地で中間支援組織と連携をし実施をしている相談業務については318件、市民活動団体のステップアップやスタッフ養成を図るための講座等の参加者は724名と同様に道民の皆さんにご活用いただいたところでございます。                      当センターについては、これまでも市民活動の推進に一定の役割を担っておりますところですが、今後とも、各地の中間支援組織と連携をした取組を促進するほかオンラインの活用などによる相談業務や各種講座の実施、ホームページでのわかりやすい情報提供など広域な本道において、誰もが利用しやすい市民活動の拠点としての機能の充実に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(再質)</p> <p>なぜ、市民活動NPOの支援や協働推進を道税で行う必要があるのか、これまでの経過、そして今日的な意義について、改めて道の認識を伺いたいと思います。</p> <p>私としては、もちろん、NPOやその市民活動支援が重要であるという立場なのですけれども、ただ単に認証事務の支援だとか、わかりやすい情報提供だったら道立でやってる意味はない訳ですよ。今、本当に厳しい地域社会の中で具体的な政策テーマに寄り添って、まさにその協働をしっかり取り組んでいく、そこに道立の支援組織として、例えば規制緩和に切りこんでいく、そういうNPOとかを、その集落対策とか人口減少対策を地域で応援していくという、そこがしっかりあれば良いのですけれども、一般論としてただ支援するという状況ではないと私自身は思います。</p> <p>繰り返しになりますが、ここでどういう役割でやりましたっていうふうにおっしゃったことは、すでに札幌市にも中間支援組織があり、全道段階においても民間の中間支援組織がありますので、やはり一定の役割を終えたと認識せざるを得ないわけです。</p> <p>道立でなければできない取組の実績やこれからの方向性について、あらためて見解を伺います。</p> <p>(再々質)</p> <p>今のご答弁でも、道立で「ハコモノ」として置いておかなければいけない市民活動促進センターの意義がちょっとわからない訳ですよ。4,000万円弱くらい予算をとっている訳ですけど、たとえば、今、中間支援組織を市町村でも設置しているところがあって、その空白地域に対してしっかり道庁が関わっていく機能というのは必要だと思うのですが、「ハコモノ」にお金をかけるんだったら、その地域に手厚く、地域を支援するような人材にお金をかけるとか、これからの自治体において求められる協働というのは、地域の創意工夫により限られた財源を選択集中して、最適な行政サービスを確保するという地域経営の視点から、たとえば、地域の金融機関等も連携して、人材や資金、ノウハウや情報といった様々な資源を生かして、地域の活性化と地域の生活の質の向上を図っていくということが、今まで以上に求められているわけですが、今のご答弁を聞いても全くそこが抜け落ちてしまっているという気がします。もともと環境生活部は、もう総合政策部に移管してしまいましたけれども、協働の推進指針というのをお持ちになっているのですよね。今もホームページに協働を掲げている訳ですが、市民活動、NPO支援の意味は、最初のNPO法が成立したときと今の局面は変わってきていると思います。その協働推進の今日的な意義について、どのように、もと、協働推進指針を所管をしていた環境生活部でもありまして、今も、ホームページにNPO・協働と大きく掲げられている訳ですよ。その協働についての今日的な意義について再度見解を伺います。</p>	<p>(くらし安全局長)</p> <p>市民活動促進センターについてでございますが、道では市民活動の一層の促進を図り、地域に暮らす一人ひとりの取組によって支えられる多様で豊かな地域社会からなる自律した北海道を目指すため、道民の市民活動を総合的に推進する拠点としてセンターを設置をし、情報収集・提供や団体の運営についての相談・助言、活動を担う人材の育成に取り組んでいるところでございます。</p> <p>当センターについては、平成24年度に、地域の活動を支援するため市町村や民間の中間支援組織にアドバイザーを配置をしたほか、連携をして市民活動に関する講座を開催するなど他の中間支援組織との役割分担も図りながら道内における中核的施設としての機能強化に努めてきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、各地域の中間支援組織と連携した取組を進め、道民誰もが利用しやすい市民活動の拠点としての機能の充実に努めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>(くらし安全局長)</p> <p>市民活動への支援等についてでございますが、地域における課題が多様化する中でこうした課題を解決していくためには、行政だけではなく、NPO法人をはじめとした市民活動団体や自治会など地域の多様な主体の協働による取組が重要と考えてございます。</p> <p>このため、道は地域における協働の主体となる市民活動団体を支援をし、その活動を促進するため、市民活動促進センターにおいて、市町村や民間の中間支援組織と連携した様々な講座の開催や各地域の取組事例の紹介、運営についての助言・指導などを実施しているところでございます。</p> <p>今後とも、各地域の中間支援組織と連携した市民活動への支援などを通じ、地域の多様な主体による協働の取組が促進されるよう努めてまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(指摘)</p> <p>まず、道立市民活動促進センターの今後のあり方については十分に検討をしていただけるよう、「ハコモノ」としての設置の意義と機能がどうあるべきかということと2つあると思いますが、そこについてしっかり議論をしていただきたいということを指摘をさせていただきます。</p> <p>もう一方、協働の概念というか、協働推進指針というのが、もともと道庁の構造改革というところから始まって、それが環境生活部にNPO法が始まった経過の中で移って、今、官民連携室というところに移っているのですが、協働とは何かというそもそものところが、道庁組織の方々と議論している中で、全く抜け落ちているということを感じておりますので、これについては、協働のあり方というのは基本だと思いますので、知事にも伺っていきたいと思いますのでお取り扱いをお願いいたします。</p>	